



御所市公告第 109 号

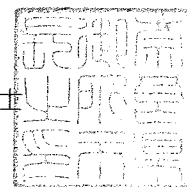
入札公告

建設工事の請負について、次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。この工事は予定価格の事前公表を行う土木工事です。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定により全ての入札参加者に対し入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めます。

令和7年12月1日

御所市長 山田 秀 士



第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 道路改良 工事 |
| 2 | 工 事 番 号 | 建 第37号 |
| 3 | 工 事 場 所 | 御所市 北十三・出屋敷 地内 |
| 4 | 工 事 概 要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 工 事 期 間 | 御所市議会の議決日の翌日から（土日・祝日除く）～令和11年2月28日 |
| 6 | 予 定 価 格 | 金 435,100,600 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みます。) |
| 7 | 入札書比較価格 | 金 395,546,000 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みません。) |
| 8 | 最低制限基準価格 | 金 398,608,100 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みます。) |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 金 362,371,000 円(消費税及び地方消費税(10%)を含みません。) |
| 10 | 入札保証金 | 免除 |
| 11 | 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 | 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）【特定JV】 |
| 13 | 入札回数 | 1回 |
| 14 | 落札者の決定方法 | 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前 払 金 | 請求可 |
| 16 | 議 会 の 議 決 | 要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受け、御所市建設工事等競争入札参加資格を有する2者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）のいずれもが次に掲げる条件をすべて満たしている者が入札に参加することができます。共同企業体構成員の出資比率は、いずれも30%以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率でなければなりません。また、複数の共同企業体構成員となることはできません。

- 1 御所市において、令和7年度有効となる一般競争（指名競争）参加資格者（建設工事）であり、登録業種が「土木一式」であること。
- 2 次に該当するものによるJV（2者）。
御所市内もしくは高田土木管内に本店が所在する者で、格付が『A1』または『A』の者。（※1）
※1 市の格付は奈良県の格付に準ずる。
- 3 過去15年以内に竣工した「土木一式」工事の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の実績は、構成員として施工したものにあっては出資比率20%以上の場合に限る。
- 4 次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連を有する者でないこと。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 管財課 入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



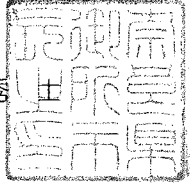
御所市公告第 110 号

入札公告

業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月1日

御所市長 山田 秀



第1 競争入札に付する事項等

- | | | |
|----|------------|--|
| 1 | 委託名 | 御所市小・中学校再編に係る横断施設比較検討業務委託 |
| 2 | 委託番号 | 新学推委 第3号 |
| 3 | 委託場所 | 御所市 柿ヶ坪町 地内 |
| 4 | 委託概要 | 仕様書に記載のとおり |
| 5 | 委託期間 | 契約締結翌日から（土日・祝日除く）～令和8年10月31日 |
| 6 | 予定価格 | 金12,188,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含みます。） |
| 7 | 入札書比較価格 | 金11,080,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含みません。） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 金9,790,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含みます。） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 金8,900,000円（消費税及び地方消費税(10%)を含みません。） |
| 10 | 入札保証金 | 免除 |
| 11 | 契約保証金 | 御所市契約規則第22条から第24条によります。 |
| 12 | 入札方法 | 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型） |
| 13 | 入札回数 | 1回 |
| 14 | 落札者の決定方法 | 入札書比較価格及び最低制限基準比較価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。 |
| 15 | 前払金 | 御所市公共工事前金払取扱要綱第3条によります。 |
| 16 | 議会の議決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3に定める入札参加表明書を期限内に提出した者のみが、この入札に参加することができます。

- 御所市において、令和7年度有効である測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格に登録があり、登録業種第1希望が「都市計画及び地方計画」である者のうち、近畿2府4県に本店又は支店・営業所等として登録ある者。
- 受注者は、本業務の実施にあたり、次のとおり技術者を配置するものとする。なお、技術者は兼務することができない。
 - 管理技術者および照査技術者
道路・設計・維持管理に対して熟知し、下記に示すいずれかの資格もしくは同等以上の能力を有する者とする。
下記の資格を有する者
 - 技術士(総合技術管理部門 建設-道路)
 - 技術士(建設部門 道路)
 - RCCM(道路部門)
 - 「建設コンサルタント登録規定」第3条1項口に該当する者(道路部門)
 - 下記の実績を有する者
国または地方公共団体発注の道路設計の実績を有する者
- その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札説明書・申請書類交付（御所市ホームページからダウンロードによる）	令和7年12月1日 ～ 令和7年12月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年12月1日 ～ 令和7年12月10日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）
現場説明書（仕様書）交付	令和7年12月1日 ～ 令和7年12月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問の受付期限（質問は、設計図書等に関することに限ります。）	令和7年12月10日 午前11時 電子メールに限る。	送付先メールアドレス： kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問書様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/
設計図書等に関する質問に対する回答	令和7年12月12日 電子メールによる。	
入札（郵便による） 入札書及び入札金額の内訳書※の提出※所在地、商号又は名称、工事番号、工事名、工事場所とともに、レベル1からレベル2までを記載してください。	令和7年12月11日 ～ 令和7年12月18日 書留郵便に限る。 （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299日本郵便株式会社御所郵便局留『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年12月19日 14時0分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室（別館1階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年12月22日 持参に限る。	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課（新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とします。

第4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、入札説明書に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 問い合わせ先等

入札、競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先、及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所管財課入札係（新館2階）

電話0745-44-3013（ダイヤルイン）

2 その他

詳細は、入札説明書によります。



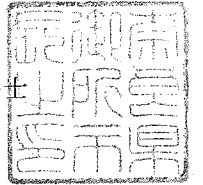
御所市公告第 111 号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 12 月 1 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 施業放置林保全整備事業業務委託（西佐味地区）
- 2 入札番号 委託第 53 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「㊟-12 森林整備」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年12月1日 ～ 令和7年12月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年12月8日 正午 <u>持参のみ</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年12月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年12月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年12月8日 ～ 令和7年12月18日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年12月19日 午前10時55分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年12月19日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年12月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 112 号

入札公告

業務委託等について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 12 月 1 日

御所市長 山田 秀士



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 混交林誘導整備事業業務委託（整備_西佐味地区）
- 2 入札番号 委託第 54 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 16 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1 御所市において令和 7 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業者が「⑨-12 森林整備」である者。

2 入札説明書第 1 の 1 参加要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和7年12月1日 ～ 令和7年12月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書（様式H1）の提出期限	令和7年12月8日 正午 <u>持参のみ</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和7年12月8日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和7年12月10日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和7年12月8日 ～ 令和7年12月18日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和7年12月19日 午前11時10分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所入札室 （庁舎別館）
辞退届	令和7年12月19日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請書等の提出（落札候補者のみ）	令和7年12月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 産業建設部 農林商工課（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

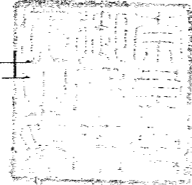
令和7年度
上半期
財政状況の公表

御所市告示146号

御所市財政状況の作成及び公表に関する条例(昭和33年御所市条例第49号)第2条の規定により公示する。

令和7年12月1日

御所市長 山田 秀士



企業会計収支の状況

令和7年9月30日現在

単位：千円

会計別	収益的収入		収益的支出		資本的収入		資本的支出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
下水道事業会計	589,858	334,034	573,875	60,254	466,694	1,890	684,031	174,843

市の概況

人口	男	10,714人
	女	12,069人
	計	22,783人
世帯数	11,892世帯	
面積	60.58 km ²	

令和7年9月30日現在 住民基本台帳による

一般会計収支の状況

令和7年9月30日現在繰越分含む 単位：千円

※各項目の上段は現計予算額、下段は収入済額・支出済額

2,845,851	市 税	議 会 費	151,908
1,741,145		74,564	
105,212	地 方 譲 与 税	総 務 費	3,063,397
32,232		775,289	
2,145	利 子 割 交 付 金	民 生 費	6,107,953
2,042		2,136,057	
33,799	法 人 事 業 税 交 付 金	衛 生 費	2,043,589
20,160		649,663	
16,557	自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	農 林 業 費	351,533
5,965		52,620	
6,008,000	地 方 交 付 税	商 工 費	290,006
3,346,031		79,760	
129,464	分 担 金 及 び 負 担 金	土 木 費	2,160,645
9,569		616,552	
410,254	使 用 料 及 び 手 数 料	消 防 費	1,477,867
203,785		286,531	
3,191,207	国 庫 支 出 金	教 育 費	2,160,702
855,840		512,202	
1,051,708	県 支 出 金	災 害 復 旧 費	41,000
54,643		220	
54,753	財 産 収 入	公 債 費	3,003,870
29,606		852,759	
2,050,253	繰 入 金	予 備 費	50,000
0		0	
3,515,600	市 債		
0			
262,099	繰 越 金		
383,244			
1,225,568	そ の 他		
503,145			

特別会計収支の状況

令和7年9月30日現在

単位：千円

会計別	予算現額	収入額	支出額
国民健康保険事業特別会計	3,303,878	1,306,051	1,189,953
学校給食費特別会計	79,813	7,632	30,017
介護保険事業特別会計	4,083,372	1,568,544	1,591,868
後期高齢者医療保険事業特別会計	618,818	212,149	223,267

市有財産の状況

建 物	200,080m ²
行政財産	199,064m ²
普通財産	1,016m ²
土 地	2,515,608m ²
行政財産	1,538,159m ²
普通財産	977,449m ²
うち山林	814,199m ²
有 価 証 券	2,776千円
市債管理基金	1,145,319千円
福祉基金	93,502千円
ふるさと創生基金	178,075千円
公共施設整備基金	694,226千円
水洗便所改造資金貸付基金	15,000千円
職員退職手当基金	0千円
介護保険給付費準備基金	569,757千円
国民健康保険財政調整基金	47,855千円
福祉医療費資金貸付基金	10,000千円
教育振興基金	13,891千円
坂本奨学基金	0千円
財政調整基金	2,516,560千円
まちづくり推進基金	441,030千円

一時借入金の現在高

令和7年9月30日現在

単位：千円

会計別	現在高
一般会計	0
国民健康保険事業特別会計	0
下水道事業会計	0

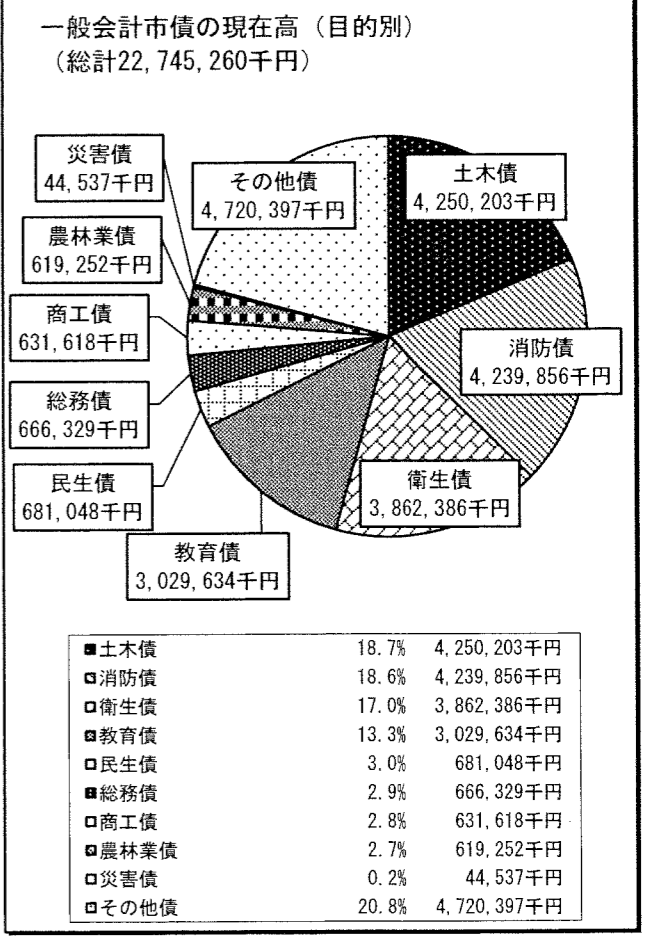
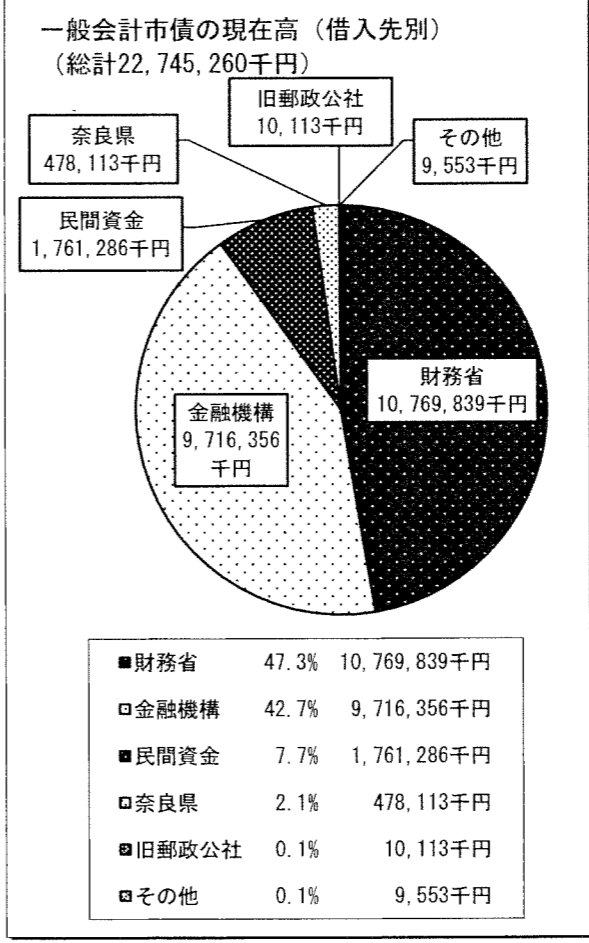
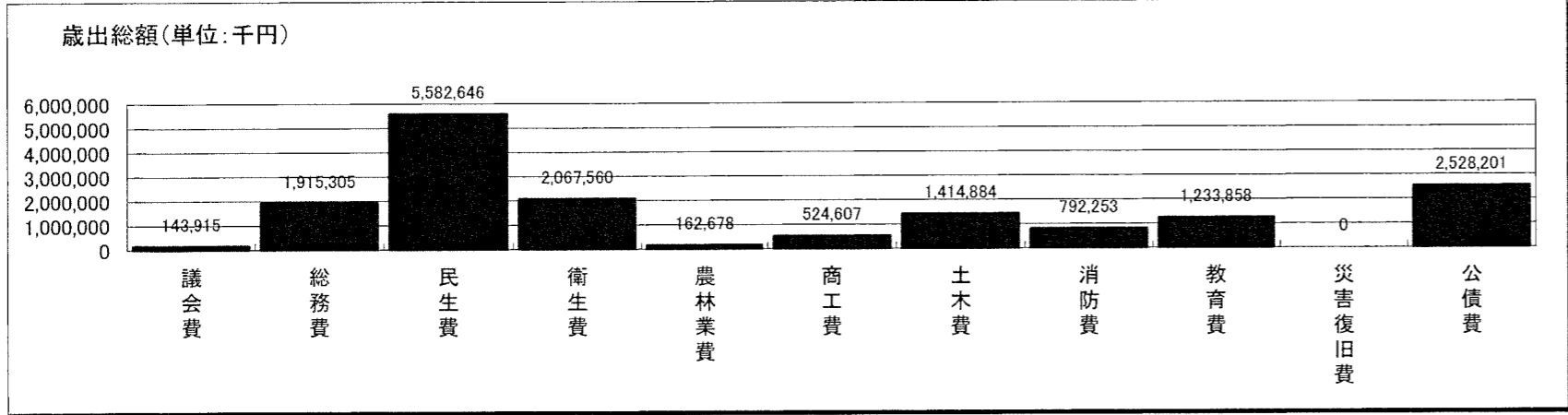
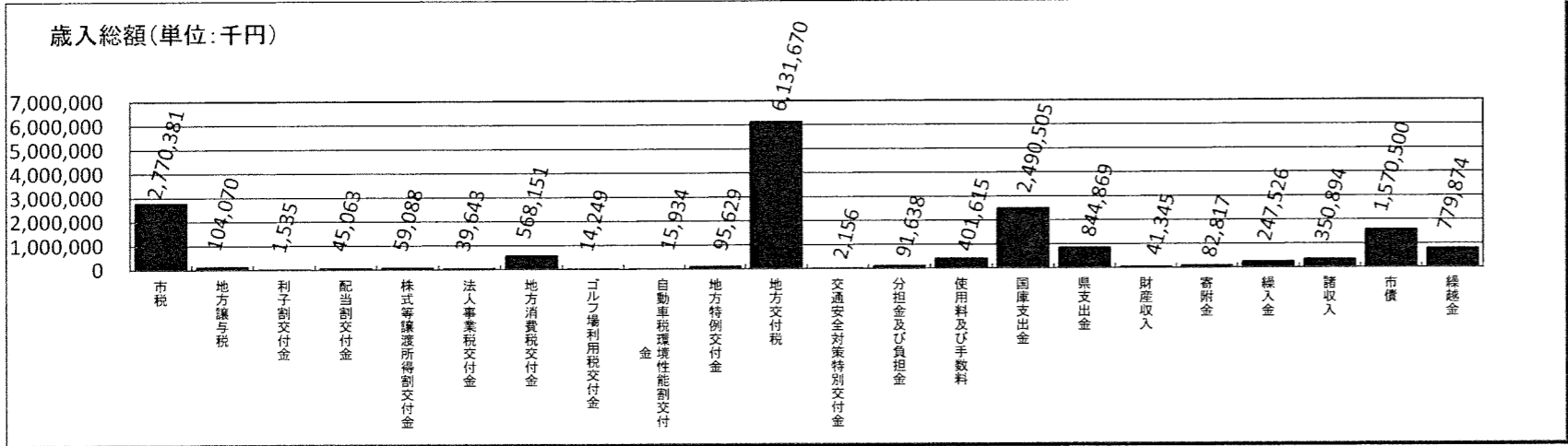
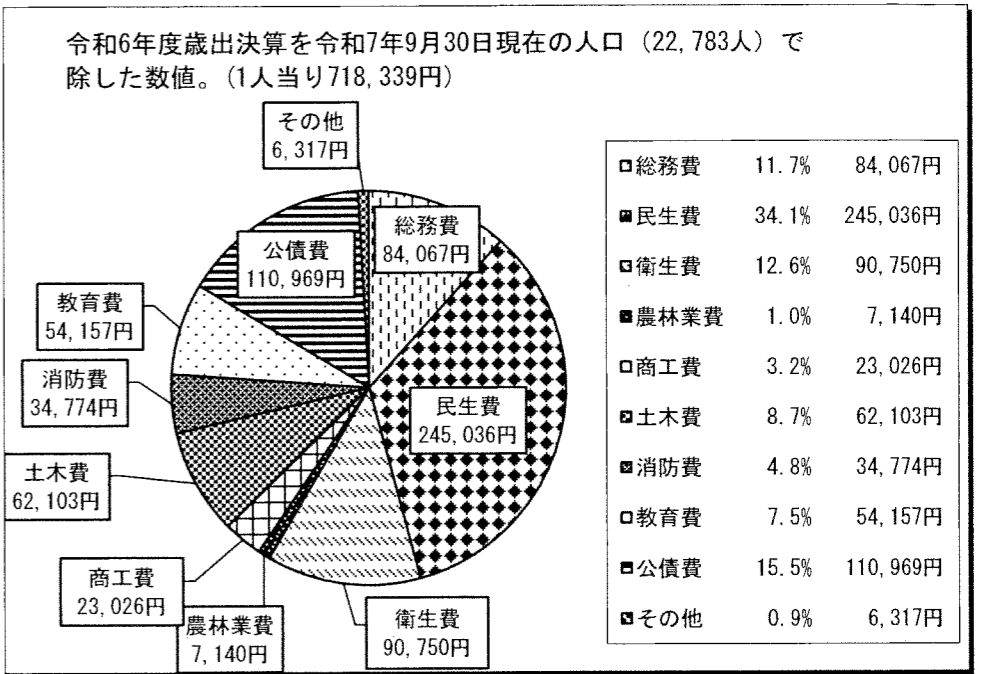
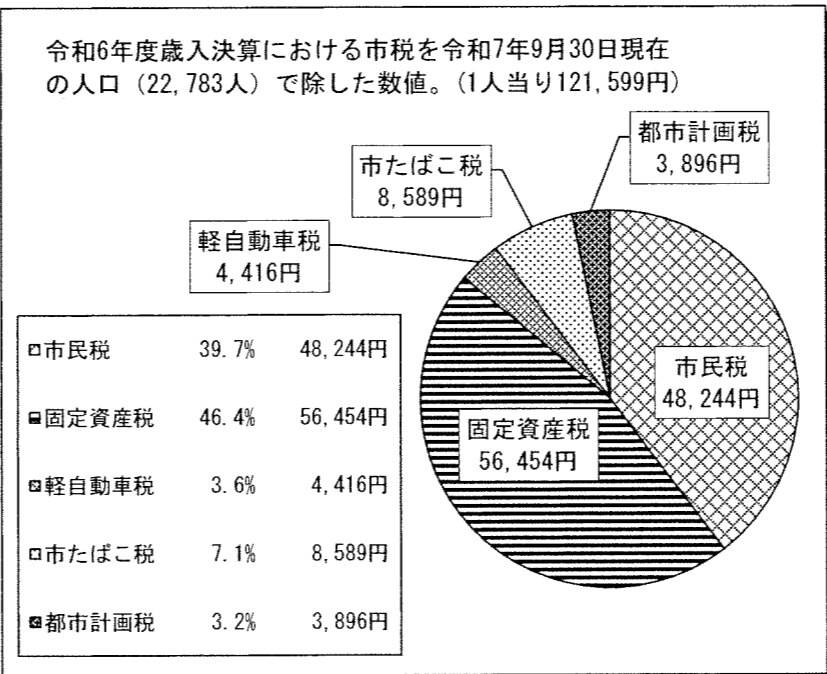
予算現額	20,902,470千円	歳 入	歳 出	予算現額	20,902,470千円
収入済額	7,187,407千円			支出済額	6,036,217千円

令和6年度決算の状況

一般会計		単位：千円	
歳入総額	16,749,152千円	歳出総額	16,365,907千円
金額	費目	費目	金額
2,770,381	市税	議会費	143,915
104,070	地方譲与税	総務費	1,915,305
1,535	利子割交付金	民生費	5,582,646
45,063	配当割交付金	衛生費	2,067,560
59,088	株式等譲渡所得割交付金	農林業費	162,678
39,643	法人事業税交付金	商工費	524,607
568,151	地方消費税交付金	土木費	1,414,884
14,249	ゴルフ場利用税交付金	消防費	792,253
15,934	自動車税環境性能割交付金	教育費	1,233,858
95,629	地方特例交付金	災害復旧費	0
6,131,670	地方交付税	公債費	2,528,201
2,156	交通安全対策特別交付金		
91,638	分担金及び負担金		
401,615	使用料及び手数料		
2,490,505	国庫支出金		
844,869	県支出金		
41,345	財産収入		
82,817	寄附金		
247,526	繰入金		
350,894	諸収入		
1,570,500	市債		
779,874	繰越金		

特別会計	決算額
国民健康保険事業特別会計	2,946,903
学校給食費特別会計	69,938
介護保険事業特別会計	3,782,421
後期高齢者医療保険事業特別会計	574,376

企業会計	単位：千円			
会計別	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出
	決算額	決算額	決算額	決算額
水道事業会計	821,994	896,093	367,074	460,746
下水道事業会計	571,235	546,473	655,209	836,458



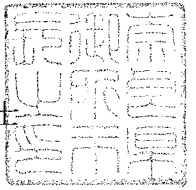


御所市規則第32号

御所市事務分掌規則の一部改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

御所市長 山田 秀 士



御所市事務分掌規則の一部を改正する規則

御所市事務分掌規則（平成26年御所市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の表危機管理課の部危機管理係の項第4号中「及び自衛官候補生」を削る。

附 則

この規則は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

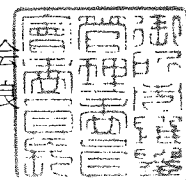


御所市選挙管理委員会告示第19号

令和7年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



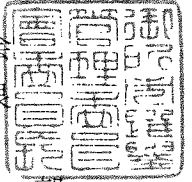
50分の1の数	404人
6分の1の数	3,366人
3分の1の数	6,732人



選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償又は報酬の最高額についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月1日

御所市選挙管理委員会
委員長 六田 誠良



選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償又は報酬の最高額についての一部を改正する告示

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償又は報酬の最高額について（平成13年御所市選挙管理委員会告示第41号）の一部を次のように改正する。

別紙第1項第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額別紙第1項第3号ア中「船賃」の次に「航空賃」を加え、「イ及びウ」を「からエ」に改め、同号イ中「10,000円」を「20,000円」に改める。

別紙第2項中「1万円」を「15,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償又は報酬の最高額についての規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



御所市教育委員会告示第15号

御所市教育委員会（令和7年度12月定例会）を下記により招集いたします。

令和7年12月1日

御所市教育委員会教育長 春田 晋



1. 招集する日時 令和7年12月18日（木）
14:00～
2. 招集する場所 市役所3階 会議室B
3. 付議する案件 その他

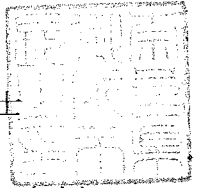


御所市条例第32号

御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月4日

御所市長 山田 秀士



御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成31年御所市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「24,140円」を「64,500円」に改める。

第4条第1号中「24,140円」を「64,500円」に改め、同条第2号ア中「9,300円」を「16,100円」に改め、同号イ中「2,340円」を「7,700円」に改める。

第6条中「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第109条の8の規定により読み替えて適用される同令第109条の7第3項に定める金額（第8条において「単価の限度額」という。）」を「第8条に定める金額」に改める。

第8条中「単価の限度額を」を「8円38銭を」に、「当該単価の限度額」を「8円38銭」に改める。

第9条中「1,070円」を「第11条に定める単価の限度額」に改める。

第11条中「が1,070円」を「が586円88銭に御所市におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を御所市におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）」に、「1,070円」を「当該単価の限度額」に改め、「作成枚数（）」の次に「当該候補者を通じて、」を加える。

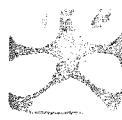
附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の御所市議会議員及び御所市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



御所市条例第33号

御所市特別職の職員で非常勤のもの報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月4日

御所市長 山田 秀士



御所市特別職の職員で非常勤のもの報酬費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

御所市特別職の職員で非常勤のもの報酬費用弁償に関する条例（昭和33年御所市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表12の項中「10,000円」を「10,900円」に改め、同表13の項中「10,000円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



御所市条例第34号

御所市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月4日

御所市長 山田 秀士



御所市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

御所市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年御所市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

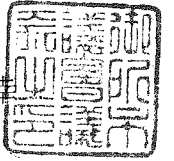


御所市議会規則第2号

御所市議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

御所市議会議長 池田 靖幸



御所市議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

御所市議会個人情報保護条例施行規則（令和5年御所市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、第10号及び第16号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式の用紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

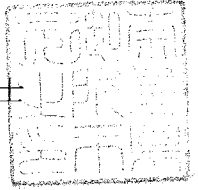


御所市条例第35号

御所市公共用地先行取得事業特別会計条例をここに公布する。

令和7年12月17日

御所市長 山田 秀 士



御所市公共用地先行取得事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、公共用地先行取得事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、市債、一般会計繰入金、土地売払収入及び附属諸収入をもってその歳入とし、公共用地を先行取得するための事業費、公債費その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

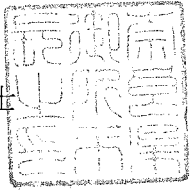


御所市条例第36号

御所市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月17日

御所市長 山田 秀士



御所市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「乳児等通園支援事業基準」という。）の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第3条 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を行う事業所の代表者、役員、管理者その他当該事業所に勤務する職員は、御所市暴力団排除条例（平成23年御所市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者であってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(乳児等通園支援事業基準の規定の引用に関する経過措置)

2 第2条の規定の適用に関する経過措置は、乳児等通園支援事業基準の附則及び乳児等通園支援事業基準を改正する府令の附則に規定する経過措置の例による。

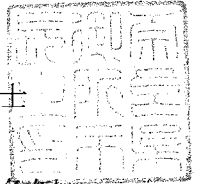


御所市条例第37号

御所市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

御所市長 山田 秀士



御所市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例
(御所市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 御所市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和33年御所市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 御所市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例(昭和34年御所市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和54年御所市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の御所市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条

例の規定、第3条の規定による改正後の御所市教育委員会の教育長の給与に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の御所市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		

40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			

80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						

	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 御所市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「勤勉手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第7条の2第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第8条の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額

第15条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする」に改める。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当)

第16条の2 職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを給料に組み入れることが適当でないと認められるときは、その職務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、災害応急作業等手当とする。

3 災害応急作業等手当は、次の職員に対して支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視、当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査又は避難所の開設若しくは運営に従事した職員

(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）に派遣され、災害発生市町村の区域内において、同法第4条第1項各号に掲げる救助の業務に従事した職員

(3) 前号に規定するもののほか、当市の区域外で異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域に派遣され、災害対応業務に従事した職員

4 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 1, 080 円とする。
(御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年御所市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表を次のように改める。

号数	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円

第 8 条第 2 項中「100 分の 95」との次に「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 97.5」とを加え、「給与条例第 16 条第 2 項第 1 項」を「給与条例第 16 条第 2 項第 1 号」に改め、「100 分の 87.5」との次に「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 90」とを加える。

第 4 条 御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 95」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 97.5」を「100 分の 96.25」に、「100 分の 105」を「100 分の 106.25」に、「100 分の 87.5」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 90」を「100 分の 88.75」に改める。

(御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年御所市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 13 条第 2 項」を「第 14 条第 2 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「100 分の 125」を「6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に改める。

第 14 条の 2 第 1 項中「100 分の 105」を「6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改める。

第 21 条第 1 項中「100 分の 125」を「6 月に支給する場合には 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」に改める。

第 21 条の 2 第 1 項中「100 分の 105」を「6 月に支給する場合には 100 分の 105、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

号給	職務の級	
	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600

37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200
64	259,600	297,700
65	259,900	298,200
66	260,200	298,800
67	260,500	299,300
68	260,800	299,900
69	261,100	300,300
70	261,400	300,800
71	261,700	301,300
72	262,000	301,900
73	262,300	302,400
74	262,600	302,800
75	262,900	303,100
76	263,200	303,400

77	263,500	303,600
78	263,800	303,900
79	264,100	304,100
80	264,400	304,400
81	264,700	304,600
82	265,000	304,800
83	265,300	305,100
84	265,600	305,300
85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400

117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

第6条 御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び勤勉手当をいい」を「、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい」に改める。

第14条第1項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第14条の2第1項中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第14条の2の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当)

第14条の3 給与条例第16条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第20条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務に係る報酬)

第20条の2 給与条例第16条の2に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

第21条第1項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第21条の2第1項中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御所市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）及び第5条の規定による改正後の御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例及び改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の御所市一般職の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の御所市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び第5条による改正前の御所市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。



御市農委告示第12号

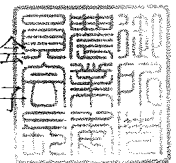
御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和8年1月8日(木)
午後4時00分
- 2 招集場所
御所市役所新館3階 会議室B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和7年12月22日

御所市農業委員会
会長 壺井 和子



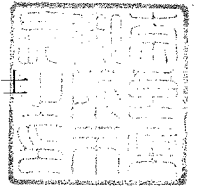


御所市公告第 113 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第 17 条に基づき、別紙のとおり公表いたします。

令和 7 年 12 月 22 日

御所市長 山田 秀士



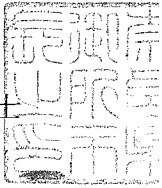


御所市訓令甲第4号

御所市行財政改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

御所市長 山田 秀



御所市行財政改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令
御所市行財政改革推進本部設置規程（令和7年御所市訓令甲第3号）の一部を次のよう
に改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条を次のように改める。

（検討会議）

第6条 本部長は、専門の事項について調査及び検討を行うため、検討会議を置くことができる。

- 検討会議に委員長を置き、委員長及び委員は、調査及び検討を行うべき事項の関連性の高い課等の長及び関係職員の中から本部長が指名する。
- 委員長は、検討会議を招集し、議事を進行する。
- 検討会議は、本部から依頼された事項について調査及び検討を行い、本部に報告する。

第7条中「本部」の次に「及び検討会議」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

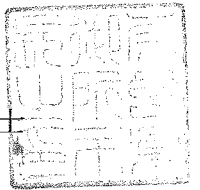


御所市訓令甲第5号

御所市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

御所市長 山田 秀 士



御所市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令
御所市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年御所市訓令甲第
13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「。以下「令」という。」を削り、「かかる」を「係る」に改め、同条
第5号及び第6号中「かかる」を「係る」に改める。

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2)統合端末

第9条第1項第3号を削る。

第14条第2項中「かかる」を「係る」に改め、「及び住民基本台帳カード」を削る。

第15条第3項及び別表中「及び住民基本台帳カード」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

御所市規則第 33 号

御所市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

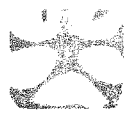
令和 7 年 12 月 26 日

御所市長 山 田 秀 十



御所市公印規則の一部を改正する規則
御所市公印規則（平成 23 年御所市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。
別表 15 の項中「通知カード、」及び「、住民基本台帳カード」を削る。

附 則
この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

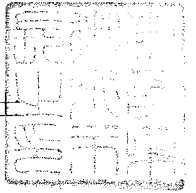


御所市規則第34号

御所市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

御所市長 山田 秀士



御所市個人情報の保護に関する法律等施行規則の一部を改正する規則

御所市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年御所市規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第15号及び様式第24号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」、「住民基本台帳カード（注）」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の御所市個人情報の保護に関する法律等施行規則の規定による様式用の紙で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

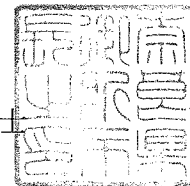


御所市規則第35号

御所市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

御所市長 山田 秀



御所市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
御所市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年御所市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「及び第13号」を「、第13号、第16号及び第17号」に改め、同項第14号中「第6号、第7号及び第8号」を「第3号、第4号及び第5号」に改め、同項に次の4号を加える。

- (15) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (16) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合看護等を必要とする子1人につき一の年度において5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の時間

(17) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第5条第2項各号列記以外の部分中「第2号から第5号まで及び第9号」を「第1号及び第2号」に改め、同項中第1号から第3号までを削り、第4号を同項第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、同項第8号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

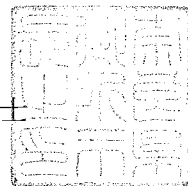


御所市告示第157号

御所市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月26日

御所市長 山田 秀士



御所市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示
御所市不妊治療費助成金交付要綱（平成29年御所市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「御所市生殖補助医療医療機関証明書」を「御所市生殖補助医療費助成事業受診等証明書」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

様式第1号中「御所市不妊治療費助成金申請書」を「御所市不妊治療費助成金交付申請書」に、

「

- (1) 御所市一般不妊治療医療機関等証明書（第2号様式）又は御所市生殖補助医療医療機関証明書（様式第3号）
- (2) 医療保険各法の被保険者等であることを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

を

」

「

- (1) 御所市一般不妊治療医療機関等証明書（様式第2号）又は御所市生殖補助医療費助成事業受診等証明書（様式第3号）
※様式第2号及び様式第3号は、医療機関が記入します。
- (2) その他市長が必要と認める書類

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行し、同日以後の助成金の交付申請について適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の御所市不妊治療費助成金交付要綱の規定により作成されている様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。